

第5編

風水害等対策編

第1章 災害特性等

第1節 基本的考え方

本県は、台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により県民は大きな被害を被っている。

このため、本編は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成17年台風第14号や令和4年台風14号などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、県民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における風水害の概況

本県における主な災害は台風による大雨・暴風・波浪・高潮災害、並びに低気圧や前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

第1款 台風による災害

台風災害は本県の気象災害中、その首位を占めるものである。本県は、地理的条件から台風の影響を受けやすく、年々被る台風災害は莫大なものである。

これは

- (1) 台風の襲来回数が多い
- (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に本県を襲うことが多い
- (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いこと

などが、その主な原因である。1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。

1 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は1個の台風で死傷者369名、住家11,837戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある。(昭和26年10月14日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

2 本県における台風の特性

本県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、本県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間1949～2008年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。)年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別で見ると表1-3のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は20回、8月下旬は20回と多い傾向がある。

表 1-3 台風の月別襲来回数(昭和 40 年～平成 26 年)

旬	月	7月	8月	9月	10月
上旬		5	13	10	11
中旬		7	14	18	10
下旬		20	20	16	4
月合計		32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、つぎのようになっている。

- ①九州南部に上陸した九州縦断・・・・・・・・・・13 個
- ②九州西部に上陸した九州斜断・・・・・・・・・・6 個
- ③日向灘を北上・・・・・・・・・・7 個
- ④九州西方海上を北上・・・・・・・・・・12 個
- ⑤その他・・・・・・・・・・4 個

(図 1-1 に示す)

(4) 本県における台風の強さ

本県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s(1951 年 10 月 14 日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原 839mm(1971 年 8 月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから本県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができる。さらに台風による風雨の強さを示すと、表 1-4・表 1-5 のとおりである。

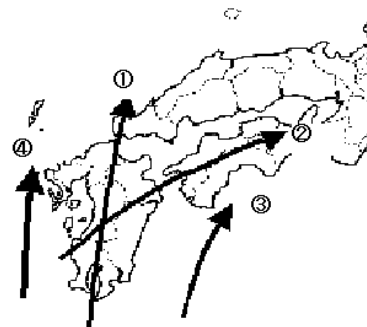


図 1-1 宮崎県に被害をもたらした台風の経路(昭 24～平 26 年)

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時から、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間は、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、本県ではしゅう雨(驟雨)が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200mm の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表 1-4(1) 台風による日最大風速の累年順位 (m/sec)

	地名	種別／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大風速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～ 2023.10
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.8	1961.6～ 2023.10
		風向	S	SSE	SSE	N	SSE	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2017.10.29	2005.9.6	
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1942.6～ 2023.10
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～ 2023.10
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	

表 1-4(2) 台風による日最大瞬間風速の累年順位 (m/sec)

	地名	種別／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～ 2023.10
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～ 2023.10
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～ 2023.10
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～ 2023.10
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	

表 1-5 日降水量・日最大1時間降水量の累年順位 (mm)

	地名	種類/順位	1位	2位	3位	統計期間
日降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2023.10
	延岡	降水量	363.5	315.0	309.5	1961.6～
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	2011.10.21	2023.10
	都城	降水量	538.5	429.0	400.5	1942.6～
		年月日	2022.9.18	2005.9.5	1982.8.26	2023.10
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2023.10
高千穂	降水量	393.0	355	317	1976.1～	
	年月日	2022.9.18	2005.9.6	2004.8.30	2023.10	
神門	降水量	694.5	628	584	1979.2～	
	年月日	2022.9.18	2005.9.6	2004.8.30	2023.10	
西米良	降水量	569.5	364.5	354	1979.1～	
	年月日	2022.9.18	2020.9.6	2005.9.5	2023.10	
えびの	降水量	715	688	639	1976.1～	
	年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6	2023.10	
日最大1時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2023.10
	延岡	降水量	84.5	82.7	81.5	1961.6～
		年月日	2021.8.8	1963.10.25	2016.9.20	2023.10
都城	降水量	96.5	88.0	76.5	1942.6～	
	年月日	2012.7.22	2016.9.20	2008.8.5	2023.10	
油津	降水量	89.5	84.0	81.5	1949.2～	
	年月日	1981.9.25	1974.9.26	2019.5.20	2023.10	

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア 台風の経路別にみた本県の暴風の特性

台風の経路により本県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

(ア) 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと表 1-6 のとおりである。

これによると

- ①九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。
- ②九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・・風速 20m/s 前後で①次ぐ。
- ③九州東方海上を通過したもの(東方形)・・・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

表1-6 台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）

①上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9.17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風第13号	S E 35.2
30. 9.30	台風第22号	SSE 32.6
39. 9.24	台風第20号	ESE 29.2
44. 8.22	台風第 9号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風第13号	S E 27.4

②西方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7.17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7.20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9.10	台風第12号	SSE 18.8
32. 8.19	台風第 7号	ESE 22.0
平成 1. 7.27	台風第11号	E 20.4
5. 8.10	台風第 7号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風第14号	ESE 21.1

③東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9.16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風第 9号	N E 18.0
54. 9.30	台風第16号	N 17.3
平成 2. 9.29	台風第20号	N E 17.0
15. 8. 8	台風第10号	N E 15.9
16.10.20	台風第23号	NNE 16.9

（統計期間：1945～2008年）

(イ) 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

- ① 西方型・・・宮崎の暴風（「10m/s以上の風」）以下同じ）は台風が北緯25°付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。
- ② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯28°付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯30°線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- ③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯27°付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯31°～32°付近で観測される。

イ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ア) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- ① 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- ② 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- ③ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(イ) 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25° 付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風の中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強くと豪雨型になりやすい。

3 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、表 1-7 のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200mm で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm 以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-7 総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床上浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200mm以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

第2款 高潮

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和 34 年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事はいまだにわたしどもの記憶に残るところである。本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生している。過去の資料から日向灘沿岸に高潮を起こした実例を調べてみると次のとおりである。

1 日向灘沿岸の高潮の実例

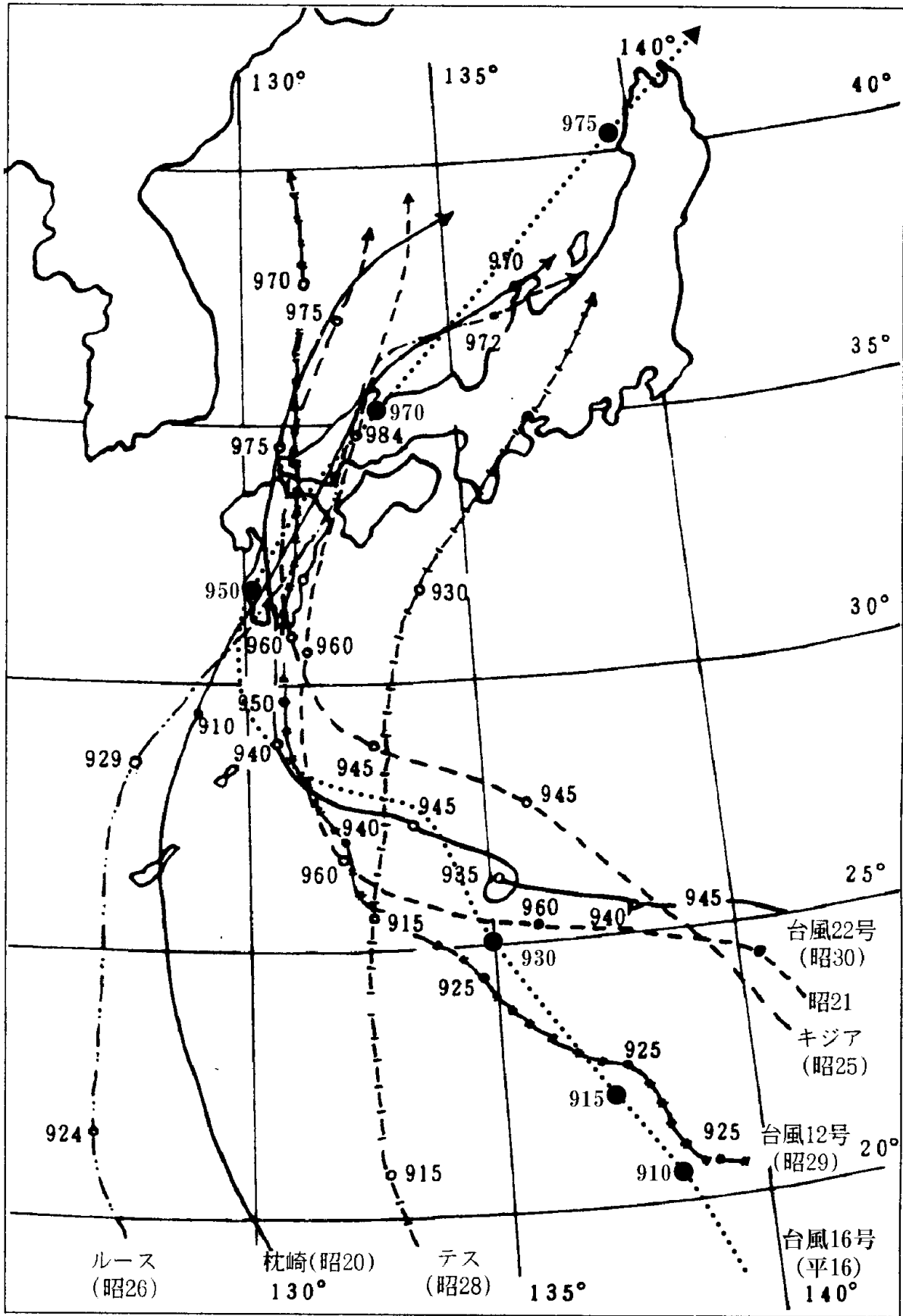
- (1) 図 1-2 は日向灘に高潮を起こした台風の経路の一例である。台風の中心が満潮時かその前後に、しかも宮崎の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる。
- (2) 表 1-8 は日向灘で高潮を観測した例である。高潮が最も大きくなったのは、平成 17 年台風第 14 号に伴うもので、油津では 204cm (標高) となっている。

表 1-8 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位）

台風名	最低気圧	最大風速		最高潮位		潮位偏差		備 考
		宮崎	油津	細島	油津	細島	油津	
	hpa	m/s	m/s	cm	cm	cm	cm	
S20. 9. 17 (枕崎)	943. 9	SSE 39. 2	—	272	—	—	—	細島港にウネリ100cm
S25. 9. 13 (キジア)	968. 4	E 23. 8	S 26. 5	299	302	63	36	再水浸地の最高潮位は、地面上120cm
S28. 9. 25 (13号)	989. 7	NNE 13. 0	N 18. 4	273	302	45	38	県北海岸に高潮
S29. 9. 13 (12号)	960. 7	ESE 26. 1	SE 25. 1	307	288	71	(42)	台風通過後の干潮時で、潮位の瞬間最高305cm
S38. 8. 9 (9号)	976. 1	NE 18. 0	NE 19. 2		294		60	
S39. 9. 24 (20号)	954. 2	ESE 29. 2	ESE 24. 7		337		80	
S49. 8. 18 (14号)	997. 4	ENE 13. 0	NNE 22. 5		299		35	
H16. 8. 30 (16号)	969. 0	ESE 21. 4	SE 37. 0		203		100	注) 3
H17. 9. 6 (14号)	975. 1	ESE 21. 1	SE 32. 0		204		102	過去最高潮位、注) 3

- 注) 1. 最低気圧:宮崎地方気象台観測値
 2. 最高潮位基準:細島港(宮崎県 or 国土地理院)
 油津港(気象庁)観測基準面(平成9年3月以前)
 標高(平成9年4月以降)
 3. 油津の潮位は、平成9年3月以前は平滑値を、
 平成9年4月以降は3分平均値を用いている。
 4. ()の数字:目視観測
 5. 潮位偏差=実測潮位-推算潮位

図1-2 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路



第3款 低気圧と前線

低気圧の雨量は、ときに平地で日雨量 400mm 超えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した 587.2mm、昭 14.10.16)もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通 1 回の低気圧がもたらす雨量は夏期 50~100mm、冬期は 10~40 mm 程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨が最も雨量が多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

第4款 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

本県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2023年の統計では32個であり、全国4位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、本県では台風によるものが多く、台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200km~300km 離れて位置する場合に発生しやすい。

また、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

1 本県の竜巻災害の実例

①延岡市で発生した竜巻(平成18年台風第13号)

平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5km、幅150m~300mにおよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約90kmと推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでF2と推定された。

(参考) 日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係

階級	風速(3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25-38 m/s	・物置が転倒する ・自動販売機が転倒する。 ・樹木の枝が折れる。
JEF1	39-52 m/s	・木造の住宅の粘土瓦が比較的広い範囲で浮き上がったりはく離する。 ・軽自動車や普通自動車が横転する。 ・針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66 m/s	・木造の住宅の小屋組(屋根の骨組み)が損壊したり飛散する。 ・ワンボックスの普通自動車や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・墓石が転倒する。 ・広葉樹の幹が折損する。
JEF3	67-80 m/s	・木造の住宅が倒壊する。 ・アスファルトがはく離したり飛散する。
JEF4	81-94 m/s	・工場や倉庫の大規模な庇の屋根ふき材がはく離したり脱落する。
JEF5	95- m/s	・低層鉄骨系プレハブ住宅が著しく変形したり倒壊する。

第3節 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風第13号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

(2) 台風第12号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

(3) 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

(4) 台風第19号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

(5) 台風第14号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成17年9月6日
最大瞬間風速・風向	43.1m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1321mm（神門）
死傷者	13名
家屋全半壊流出	4,517戸
床上浸水	1,405戸

第2章 風水害予防対策計画

第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり

第1款 風水害に強い県土の形成

第1項 基本方針

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い県土の形成を図るものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2項 対策

1 治山事業

(1) 現況

本県の森林面積は、590千haで県土面積の約76%に及び、その分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

県北部は、急峻な山岳地で河川は峡谷を成し、地質は第三紀の四万十累層群に属する砂岩、泥岩等からなり、一部第四紀古生層、阿蘇火砕流が介在している。また、県南部は、大部分がシラス、ボラ等の火山堆積物からなる特殊土壌地帯であり、県内全域において山腹崩壊等が発生し易い地形地質となっている。

さらに、国土開発、都市化の進展により国土の高密度な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧並びに予防対策は、極めて重要な課題となっている。

なお、山地災害危険地区は、資料3-2のとおりである。

保安林の整備については、森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとともに、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。平成28年3月末現在の民有保安林は、5,641箇所、面積114,761haである。

なお、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況は、資料3-3のとおりである。

(2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保持施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

2 治水事業

(1) 現況

本県の河川は、河川法(昭和40年4月1日より施行)の適用を受ける河川が、一級河川5水系239河川1,511.7km、二級河川53水系239河川1,285.082km、準用河川21水系103河川165.446kmとなっている(令和2年4月1日現在)。

これらの河川は、山地が県面積の76%を占める地形的条件のため急流河川であり、又年間降水量が2,000~3,000mmという気象条件とあいまって、その洪水時の流量は著しく大きく、過去に幾多の災害を惹起してきたところである。また、近年においては、都市部における開発の進展に伴い都市河川の改修の必要性も高まっている。

このような状況に対処するため、社会資本整備重点整備計画に基づき大淀川、五ヶ瀬川、小丸川、川内川の直轄管理区間については、国土交通省直轄事業として改修が進められているところであり、一方、県ではその他の河川について、河川改修、災害復旧など総合的な治水事業の促進に取り組んでいるところである。

しかし、県管理区間河川における整備率は未だ低い状況であり、さらに整備促進を図る必要がある。

(2) 計画

現在進行中である河川改修の早期完成を目指すことはもちろん、災害復旧においても早期復旧と再度災害を防止するための改良及び復旧の促進を図ることとしている。さらに、新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮し、社会資本整備重点計画に基づいて治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整を図りながら、計画的に推進し治水事業の推進を図る。

3 砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和7年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と溪流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、土石流危険溪流等の土砂流出の恐れのある溪流について計画的に整備を進め、砂防事業の推進を図る。

4 地すべり対策事業

(1) 現況

本県の地すべり危険箇所は主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破砕帯地すべりは、第三紀層地すべりのように降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではなく、むしろ豪雨時に崩壊に近い地すべりを起こすものであり、その処置は非常に困難なものになっている。

また、第三紀層地すべりは、古来より長年月にわたり移動している傾向がある。

(2) 計画

国土交通省所管においては、社会資本整備重点計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林整備保全事業計画(平成26年度～平成30年度)に基づいて整備を進める。

農村振興局所管においては、7地区を地すべり防止区域に指定し、7地区が概成している。

5 急傾斜地崩壊対策事業

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

6 海岸保全事業

本県は約400kmに及ぶ海岸線を有しているが、海岸保全施設は未整備の部分があり、保全機能を十分果たしていないので高潮及び津波等の災害から保護するため、次の事項を中心にこれらの整備を進めてゆくものとする。

- (1) 防護を必要とする区域のうち、現在まで梅ヶ浜海岸等139海岸を保全区域に指定している。
- (2) 海岸の所管が各省庁にまたがっているので、相互の関連を考慮して調整を図る。
- (3) 未整備の保全施設については年次的に事業を促進する。

7 農地防災事業

(1) 現況

本県は、地理的条件から台風や集中豪雨に見舞われやすく、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌（シラス、赤ホヤ、ボラ等）に覆われているため、災害の発生しやすい自然条件にあり、災害の未然防止に努めてきたが、依然として毎年、農作物や農地、農業用施設に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与えている。

(2) 計画

平成 23 年度に策定された「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の中で「災害に強い農業・農村づくりの推進」を位置付け、自然災害による農地等の被害を未然に防止するため、農地保全・防止施設の整備を総合的に実施し、農地防災事業の推進を図る。

第2款 風水害に強いまちづくり

第1項 基本方針

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進めるものとする。
災害危険箇所対策は、前款「風水害に強い県土の形成」によるほか、本款によるものとする。

第2項 対策

1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

【九州地方整備局、県】

国土交通大臣又は知事が水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位。以下同じ。）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等に浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

【市町村】

- (1) 市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (2) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、下記の事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 避難訓練の実施に関する事項
 - エ 浸水想定区域内に、地下街等、要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設及び大規模な工場がある場合、その施設の名称・所在地
 - オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場等の施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者又は管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な計画（以下「避難確保計画」という。）の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。
- (5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、上記(2)のア～オに関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面か

らの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

【地下街等の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

【大規模工場等の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者・管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

2 土砂災害警戒区域等の指定等

【県・市町村】

県は、的確な土砂災害防止対策を講じるために必要な基礎調査として土砂災害の原因地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等を調査し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

【市町村】

(1) 土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに下記の事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定めるものとする。

(3) 警戒区域を区域に含む市町村長は、下記の事項に関する事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。

(5) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

【県】

知事は関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

県及び市町村は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

ア 山地災害危険箇所等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図る。

(山地災害危険箇所の現況は、資料3-2のとおりである。)

イ 土石流危険渓流、土砂災害警戒区域（土石流）等

土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

ウ 地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）等

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こす恐れのある極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地）等

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地）等を調査・把握し、そのうち崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずる恐れがあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域について、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

オ 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を推進する。（「2 建築物の安全性確保」に詳述）

カ 水防計画の重要水防箇所

水防管理者(市町村長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための消防団を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

キ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の土木事務所において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを

実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

ク その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 市町村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付

(ウ) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

(4) 危険箇所への対策

【県・市町村】

県及び市町村は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

なお、県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災

計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

ア 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

イ 県、市町村公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

イ なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県でが必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し住民の生命の安全を図るものとする。

エ 災害の拡大及び二次災害の防止

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第3款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第4款 ライフライン施設の機能確保

共通対策編第2章第1節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 電力施設及び通信施設の整備

【県、電気事業者、電気通信事業者】

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

第2項 対策

1 減災協議会等の設置

【県、市町村、河川国道事務所】

水災については、気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

県、市町村及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

2 警報等の伝達体制の整備

【県、市町村、関係機関】

県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

市町村は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

3 避難誘導體制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言を行うものとする。

また、県は、市町村が避難指示等を解除する際は、必要に応じて技術的助言を行うものとする。

【市町村】

市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘

導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

避難誘導體制の整備については、共通対策編2章2節6款避難収容体制の整備によるほか、本款の定めによるものとする。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

市町村は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の作成

市町村は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておくものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(4) 避難指示等の発令基準の明確化

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市町村は、避難指示等について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対し避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(5) 避難所・避難路の安全確保

市町村は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

市町村は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、主に以下のような伝達手段によりあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておくものとする。

- ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- イ ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ウ 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む）
- エ 緊急速報メール
- オ ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）
- カ 広報車、消防団による広報
- キ 電話、FAX、登録制メール
- ク 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(7) 自主避難体制の整備

市町村は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

4 災害未然防止活動体制の整備

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておくものとする。

(2) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

(3) 水防施設等の整備

ア 水防倉庫

(ア) 水防管理団体(市町村)は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

(イ) 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

イ 資材並びに器材

(ア) 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県においても水防資材並びに器材を備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(イ) 水防資器材器具の備蓄基準

以下に示すとおりとする。

水防管理団体の水防備蓄資器材の基準

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太 長 6メートル 径 0.06メートル	本	50	鍬	丁	4
杉丸太 長 3メートル 径 0.06メートル	本	80	掛矢	丁	4
杉丸太 長 2メートル 径 0.06メートル	本	70	のこ	丁	4

竹 長 6メートル 径 0.03メートル	本	70	ペンチ (6インチ)	丁	6
空 俵	俵	200	担 棒	個	20
か ま す	枚	200	て み	個	20
む し ろ	枚	100	も っ こ	個	20
縄 (1巻3貫物)	玉	20	懐中電灯	個	10
鉄 線	キログラム	60	照 明 灯	個	2
ス コ ッ プ	丁	20	お の	丁	3
片 ハ ン マ ー	丁	3	工 業 車	台	1
鉗	個	2	かすがい	本	30

- 〔備考〕 1 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
2 むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予定してあらかじめ調達の方法を講じておくこと。
3 標準備蓄材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
4 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更するものとする。
5 資材中腐敗損傷のおそれあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

5 水防計画等の整備

(1) 県が実施する計画

【県】

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

また、水防組織、予警報の伝達、活動の基準、重要水防箇所、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- ア 水防計画の策定
- イ 水防協議会の設立
- ウ 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- エ 大雨、洪水、高潮及び津波に関する注意報、警報の伝達体制の整備
- オ 水防信号の決定
- カ 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- キ 水防管理団体への立退の指示及び助言体制の整備
- ク 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
- ケ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体(指定水防管理団体)の指定
- コ 水防管理団体の定員の基準の設定
- サ 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- シ 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- ス 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- セ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。

(2) 市町村が実施する計画

【市町村】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄他、次に掲げる事項
 - (ア) 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (イ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視

- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退の指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

- ケ 水防機関の整備
- コ 水防計画の策定
- サ 水防協議会の設立
- シ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。

(3) 関係機関が実施する計画

【九州地方整備局】

- ア 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

第2款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第2章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 気象観測施設等の整備

【宮崎地方气象台、県、関係機関】

- (1) 気象観測施設等を有する機関は、当該施設を十分活用するとともに、設備の適切な配置や老朽設備の更新等観測施設の整備に努めるものとする。
- (2) 気象観測施設を有する各機関は、観測資料の提供等に積極的に協力し、総合的連絡体制の整備をはかるものとする。

2 気象観測施設の現況

【宮崎地方气象台、県、関係機関】

- (1) 気象観測施設
県内における主要な雨量観測所は、資料-17及び資料-18のとおりである。
- (2) 水位観測施設
県内における水位観測施設は、水防計画に示すとおりである。
- (3) 波浪観測施設及び検潮施設
県内における主要な波浪観測所及び検潮所は、資料-19及び資料-20のとおりである。

3 道路防災情報ネットワークの整備

【県】

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を整備する。

4 広域気象情報等収集システム

【県】

県北の河川では、隣接する県（大分県）の雨量による増水等が特に多く、大分県雨量情報等を収集し配信するシステムを構築する。

5 データの共有

【県、関係機関】

県及び関係機関は、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図るものとする。

6 情報伝達体制の整備

国（宮崎地方气象台、九州地方整備局）、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

また、県及び市町村は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

第3款 活動体制の整備（共通対策編）

第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第8款 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編）

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施

共通対策編第2章第2節第13款によるほか、以下のとおりとする。

【県、市町村】

県及び市町村は、水害・土砂災害に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害・土砂災害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ等を活用しつつ行うものとする。

また、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

【県・市町村】

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、

「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

【市町村】

県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その他県民の防災活動の促進については、共通対策編2章節3節「県民の防災活動の促進」による。

- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第4節 風水害に関する調査・研究の推進

第1款 調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

第2款 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

第3款 調査・研究項目

以下の項目について調査・研究を実施するものとする。

- ① 本県災害の特性と傾向
- ② 危険地区の実態把握
- ③ 被害の想定
- ④ 災害情報システム（観測システムも含む）
- ⑤ 救助活動支援システム

第3章 風水害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

第1款 警報等の伝達

第1項 基本方針

県及び市町村は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。

第2項 対策

1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」、「雷ナウキャスト」及び「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれのあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯暴風が吹くと予想される場合
高 潮	低気圧により 高潮になると予想される場合
波 浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		宮崎地方気象台			
府県予報区		宮崎県			
一次細分区域	南部平野部	北部平野部	南部山沿い	北部山沿い	
市町村等をまとめた地域	宮崎地区	日南・串間地区	延岡・日向地区	西都・高鍋地区	小林・えびの地区
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
警	20m/s				
暴風(平均風速)	20m/s				
暴風雪(平均風速)	雪を伴う				
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm				
波浪(有義波高)	6.0m				
高潮					
大雨	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
洪水	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s				
風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s				
大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm				
波浪(有義波高)	2.5m				
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
融雪	降雪等により被害が予想される場合				
濃霧(視程)	最小湿度40%で、実効湿度65%				
乾燥	陸上 100m, 海上 500m				
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上				
低温	夏期・平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期・平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下				
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晚霜 最低気温4℃以下				
清水・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	120mm				

※融雪注意報は、現象による災害がきわめて希であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を設けず、該当欄を空白で示している。

(別表1)大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
宮崎地区	宮崎市	25	165
	国富町	21	165
	綾町	20	165
日南・串間地区	日南市	18	178
	串間市	19	197
延岡・日向地区	延岡市	27	148
	日向市	24	209
	門川町	27	172
西都・高鍋地区	西都市	30	207
	高鍋町	25	167
	新富町	27	167
	木城町	21	207
	川南町	21	198
	都農町	25	203
小林・えびの地区	小林市	21	177
	えびの市	19	213
	高原町	23	208
都城地区	都城市	24	208
	三股町	25	218
高千穂地区	高千穂町	20	159
	日之影町	19	179
	五ヶ瀬町	21	159
椎葉・美郷地区	西米良村	22	236
	諸塚村	22	233
	椎葉村	20	210
	美郷町	26	224

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宮崎地区	宮崎市	八重川流域=17.6, 浦之名川流域=22.4, 一ツ瀬川流域=62.6, 石崎川流域=21.5, 瓜田川流域=8.7, 大谷川流域=12.3, 新別府川流域=11.6, 加江田川流域=22.5, 天神川(富吉)流域=6, 小松川流域=6.3	本庄川流域=(10, 32.9), 大淀川流域=(12, 68.9), 瓜田川流域=(12, 7.8)	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田], 清武川水系清武川[清滝橋]
	国富町	深年川流域=18.8, 三名川流域=16.7, 木脇川流域=3.5	三名川流域=(9, 11.4), 本庄川流域=(11, 28.9), 木脇川流域=(9, 2.9)	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田]
	綾町	綾北川流域=42.7	—	本庄川[嵐田]
日南・串間地区	日南市	伊比井川流域=13.3, 細田川流域=26.7, 湯上川流域=16.1, 南郷川流域=20.6	湯上川流域=(11, 13.3), 南郷川流域=(11, 19.4), 広渡川流域=(15, 25.2), 酒谷川流域=(13, 26.6)	広渡川水系広渡川[東郷橋・谷之城橋], 広渡川水系酒谷川[東光寺橋・本町橋]
	串間市	市木川流域=12.7, 本城川流域=17, 福島川流域=37.1, 大平川流域=23	福島川流域=(10, 31.7)	—
延岡・日向地区	延岡市	北川流域=60.1, 祝子川流域=27.7, 曾木川流域=15, 小川流域=39.2, 沖田川流域=13, 冢田川流域=9.8, 多良田川流域=15.7, 井替川流域=11.1	北川流域=(14, 53.1), 祝子川流域=(22, 25.5), 曾木川流域=(12, 13.5), 小川流域=(22, 35.2), 沖田川流域=(22, 10.1), 五ヶ瀬川流域=(12, 59.7), 大瀬川流域=(12, 7)	五ヶ瀬川・大瀬川[三ツ瀬・松山]
	日向市	小丸川流域=32.8, 耳川流域=66, 坪谷川流域=27, 塩見川流域=17.6, 石並川流域=18.4, 富高川流域=11.1, 亀崎川流域=5.9, 庄手川流域=7.1, 赤岩川流域=10.4	小丸川流域=(10, 29.5), 耳川流域=(10, 61.1), 坪谷川流域=(10, 24.3), 塩見川流域=(10, 17.1), 石並川流域=(10, 16.5), 富高川流域=(10, 9.9), 亀崎川流域=(10, 5.3), 庄手川流域=(10, 6.3)	—
	門川町	五十鈴川流域=32.4, 鳴子川流域=12.6	五十鈴川流域=(12, 29.1)	—
西都・高鍋地区	西都市	一ツ瀬川流域=49.5, 三財川流域=22.2, 三納川流域=22.9, 南川流域=15.2	一ツ瀬川流域=(9, 49.4), 三財川流域=(13, 20.3), 三納川流域=(9, 20.6), 南川流域=(21, 12.8)	—
	高鍋町	鳴野川流域=8.2, 宮田川流域=12.7, 切原川流域=12.9	小丸川流域=(12, 35.4)	小丸川[小丸大橋]
	新富町	一ツ瀬川流域=57.3, 鬼付女川流域=14	一ツ瀬川流域=(11, 44.2)	—
	木城町		小丸川流域=(20, 34.7)	小丸川[小丸大橋]
	川南町	名貫川流域=19.7, 平田川流域=15.5	—	—
	都農町	都農川流域=10.2, 名貫川流域=21.3	都農川流域=(12, 9.7)	—
小林・えびの地区	小林市	本庄川流域=25.6, 岩瀬川(岩瀬橋)流域=46.5, 辻之堂川流域=22.2, 石氷川流域=24.1, 岩瀬川(三之宮大橋)流域=27.8	—	—
	えびの市	池島川流域=20.8	長江川流域=(12, 19.8)	川内川上流部[真幸]
	高原町	辻之堂川流域=23.4, 高崎川流域=16	辻之堂川流域=(9, 23.3)	—
都城地区	都城市	有水川流域=15.8, 高崎川流域=19.7, 丸谷川流域=21.7, 萩原川流域=21.8, 東岳川流域=20.2	高崎川流域=(14, 17.7), 庄内川流域=(14, 25.9), 丸谷川流域=(14, 19.5), 大淀川流域=(18, 23.7)	大淀川上流部[岳下・樋渡]
	三股町	沖水川流域=25.9	—	—
高千穂地区	高千穂町	五ヶ瀬川流域=52.4, 岩戸川流域=24.8	—	—
	日之影町	五ヶ瀬川流域=62.7, 綱ノ瀬川流域=28, 日之影川流域=28.9	五ヶ瀬川流域=(12, 56.4), 日之影川流域=(12, 26)	—
	五ヶ瀬町	五ヶ瀬川流域=22.3, 三ヶ所川流域=24.1	—	—
椎葉・美郷地区	西米良村	一ツ瀬川流域=35.4, 板谷川流域=22.3	一ツ瀬川流域=(11, 35.1)	—
	諸塚村	耳川流域=62.5, 柳原川流域=17.6	耳川流域=(17, 60.2)	—
	椎葉村	耳川流域=46.7, 十根川流域=23.5, 一ツ瀬川流域=28.3	耳川流域=(10, 42), 十根川流域=(10, 21.1)	—
	美郷町	小丸川流域=25.8, 五十鈴川流域=21, 耳川流域=64.8	小丸川流域=(15, 23.2), 五十鈴川流域=(15, 18.9), 耳川流域=(15, 58.3)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
宮崎地区	宮崎市	15	105
	国富町	12	105
	綾町	14	105
日南・串間地区	日南市	14	113
	串間市	13	126
延岡・日向地区	延岡市	16	96
	日向市	13	135
	門川町	16	111
西都・高鍋地区	西都市	12	134
	高鍋町	16	108
	新富町	15	108
	木城町	16	134
	川南町	12	128
	都農町	10	131
小林・えびの地区	小林市	14	123
	えびの市	15	149
	高原町	12	145
都城地区	都城市	18	145
	三股町	15	152
高千穂地区	高千穂町	11	109
	日之影町	15	123
	五ヶ瀬町	15	109
椎葉・美郷地区	西米良村	14	162
	諸塚村	16	160
	椎葉村	13	144
	美郷町	19	154

(別表4) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宮崎地区	宮崎市	八重川流域=14, 浦之名川流域=13.8, 一ツ瀬川流域=50, 石崎川流域=17.2, 瓜田川流域=6.9, 大谷川流域=9.8, 新別府川流域=9.2, 加江田川流域=18, 天神川(富吉)流域=4.8, 小松川流域=4.9	八重川流域=(7, 14), 浦之名川流域=(7, 13.8), 一ツ瀬川流域=(9, 43.5), 石崎川流域=(7, 15.8), 本庄川流域=(6, 29.6), 大淀川流域=(11, 62), 清武川流域=(12, 18.1), 瓜田川流域=(7, 6.9), 加江田川流域=(13, 16.4), 小松川流域=(7, 4.9)	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田], 清武川水系清武川[清滝橋]
	国富町	深年川流域=15, 三名川流域=13.3, 木脇川流域=2.7	深年川流域=(6, 11), 三名川流域=(9, 10.3), 本庄川流域=(6, 26), 木脇川流域=(9, 2.1)	大淀川下流部[高岡・柏田], 本庄川[嵐田]
	綾町	綾北川流域=32.7	綾北川流域=(7, 32.7)	本庄川[嵐田]
日南・串間地区	日南市	伊比井川流域=10.6, 細田川流域=21.3, 湯上川流域=12.8, 南郷川流域=16.4	伊比井川流域=(7, 10.6), 細田川流域=(11, 20.1), 湯上川流域=(7, 9.8), 南郷川流域=(7, 14.8), 広渡川流域=(7, 20), 酒谷川流域=(11, 22)	広渡川水系広渡川[東郷橋・谷之城橋], 広渡川水系酒谷川[東光寺橋・本町橋]
	串間市	市木川流域=10.1, 本城川流域=13.6, 福島川流域=27.6, 大平川流域=18.4	市木川流域=(10, 8.1), 本城川流域=(6, 13.6), 福島川流域=(6, 27.6)	—
延岡・日向地区	延岡市	北川流域=48, 祝子川流域=22.1, 曾木川流域=12, 小川流域=31.3, 沖田川流域=10.4, 家田川流域=7, 多良田川流域=12.5, 井替川流域=8.8	北川流域=(10, 45.5), 祝子川流域=(8, 14.3), 曾木川流域=(10, 12), 小川流域=(13, 25), 沖田川流域=(8, 5.6), 五ヶ瀬川流域=(8, 43.6), 大瀬川流域=(12, 4.7), 家田川流域=(8, 5.2), 多良田川流域=(8, 12.5), 井替川流域=(8, 8.8)	五ヶ瀬川・大瀬川[三ツ瀬・松山]
	日向市	小丸川流域=26.2, 耳川流域=52.8, 坪谷川流域=18.8, 塩見川流域=14, 石並川流域=14.7, 富高川流域=8.8, 亀崎川流域=4.7, 庄手川流域=5.6, 赤岩川流域=8.3	小丸川流域=(10, 21), 耳川流域=(10, 50.3), 坪谷川流域=(6, 18.8), 塩見川流域=(6, 14), 石並川流域=(10, 11.8), 富高川流域=(6, 8.8), 亀崎川流域=(6, 4.7), 庄手川流域=(6, 5.6), 赤岩川流域=(6, 8.3)	—
	門川町	五十鈴川流域=25.9, 鳴子川流域=10	五十鈴川流域=(8, 18.9), 鳴子川流域=(8, 10)	—
西都・高鍋地区	西都市	一ツ瀬川流域=39.6, 三財川流域=17.7, 三納川流域=16.3, 南川流域=12.1	一ツ瀬川流域=(9, 39.6), 三財川流域=(10, 14.2), 三納川流域=(9, 15.7), 南川流域=(6, 11.5)	—
	高鍋町	鴨野川流域=6.5, 宮田川流域=10.1, 切原川流域=10.3	鴨野川流域=(8, 5.2), 宮田川流域=(12, 8.1), 切原川流域=(10, 9.6), 小丸川流域=(8, 31.9)	小丸川[小丸大橋]
	新富町	一ツ瀬川流域=45.8, 鬼付女川流域=8.6	一ツ瀬川流域=(7, 39.8), 鬼付女川流域=(7, 8.6)	—
	木城町		小丸川流域=(13, 31.2)	小丸川[小丸大橋]
	川南町	名貴川流域=15.7, 平田川流域=12.4	—	—
	都農町	都農川流域=8.1, 名貴川流域=17	都農川流域=(8, 6.5)	—
小林・えびの地区	小林市	本庄川流域=20.4, 岩瀬川(岩瀬橋)流域=37.2, 辻之堂川流域=17.7, 石水川流域=19.2, 岩瀬川(三之宮大橋)流域=22.2	本庄川流域=(7, 19.8), 石水川流域=(11, 15.4)	—
	えびの市	池島川流域=16.6	長江川流域=(7, 16), 川内川流域=(12, 22.7)	川内川上流部[真幸]
	高原町	辻之堂川流域=18.7, 高崎川流域=12.8	辻之堂川流域=(6, 18.7)	—
都城地区	都城市	有水川流域=9.8, 高崎川流域=15.7, 丸谷川流域=16.7, 萩原川流域=17.4, 東岳川流域=16.1	沖水川流域=(14, 16.6), 有水川流域=(9, 9.8), 高崎川流域=(9, 15.7), 庄内川流域=(11, 20.6), 丸谷川流域=(9, 15.1), 大淀川流域=(14, 16.9), 萩原川流域=(9, 17.4), 東岳川流域=(9, 15.1)	大淀川上流部[岳下・樋渡]
	三股町	沖水川流域=20.7	—	—
高千穂地区	高千穂町	五ヶ瀬川流域=41.9, 岩戸川流域=19.8	五ヶ瀬川流域=(9, 33.5)	—
	日之影町	五ヶ瀬川流域=50.1, 綱ノ瀬川流域=22.4, 日之影川流域=23.1	五ヶ瀬川流域=(11, 50.1), 日之影川流域=(12, 18.5)	—
	五ヶ瀬町	五ヶ瀬川流域=17.8, 三ヶ所川流域=19.2	五ヶ瀬川流域=(12, 14.2)	—
椎葉・美郷地区	西米良村	一ツ瀬川流域=28.3, 板谷川流域=16.1	一ツ瀬川流域=(11, 28.3), 板谷川流域=(7, 16.1)	—

(別表4) 洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	諸塚村	耳川流域=50, 柳原川流域=14	耳川流域=(16, 48.1), 柳原川流域=(10, 10.2)	—
	椎葉村	耳川流域=37.3, 十根川流域=18.8, 一ツ瀬川流域=22.6	耳川流域=(10, 29.8), 十根川流域=(10, 15)	—
	美郷町	小丸川流域=20.6, 五十鈴川流域=16.8, 耳川流域=51.8	小丸川流域=(15, 16.5), 五十鈴川流域=(15, 16.8), 耳川流域=(15, 51.8)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
宮崎地区	宮崎市	2.0m	1.6m
	国富町	—	—
	綾町	—	—
日南・串間地区	日南市	1.8m	1.4m
	串間市	1.8m	1.4m
延岡・日向地区	延岡市	1.9m	1.5m
	日向市	2.0m	1.6m
	門川町	2.0m	1.6m
西都・高鍋地区	西都市	—	—
	高鍋町	2.0m	1.6m
	新富町	2.0m	1.6m
	木城町	—	—
	川南町	2.2m	1.7m
	都農町	2.2m	1.7m
小林・えびの地区	小林市	—	—
	えびの市	—	—
	高原町	—	—
都城地区	都城市	—	—
	三股町	—	—
高千穂地区	高千穂町	—	—
	日之影町	—	—
	五ヶ瀬町	—	—
椎葉・美郷地区	西米良村	—	—
	諸塚村	—	—
	椎葉村	—	—
	美郷町	—	—

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

宮崎県の細分区域図

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
北部平野部	延岡・日向地区 西都・高鍋地区	延岡市、日向市、門川町 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区 椎葉・美郷地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町
南部平野部	宮崎地区 日南・串間地区	宮崎市、国富町、綾町 日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区 都城地区	小林市、えびの市、高原町 都城市、三股町

平成 22 年 5 月 27 日現在



(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

＜キキクル等の種類と概要＞

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 顕著な大雨に関する情報

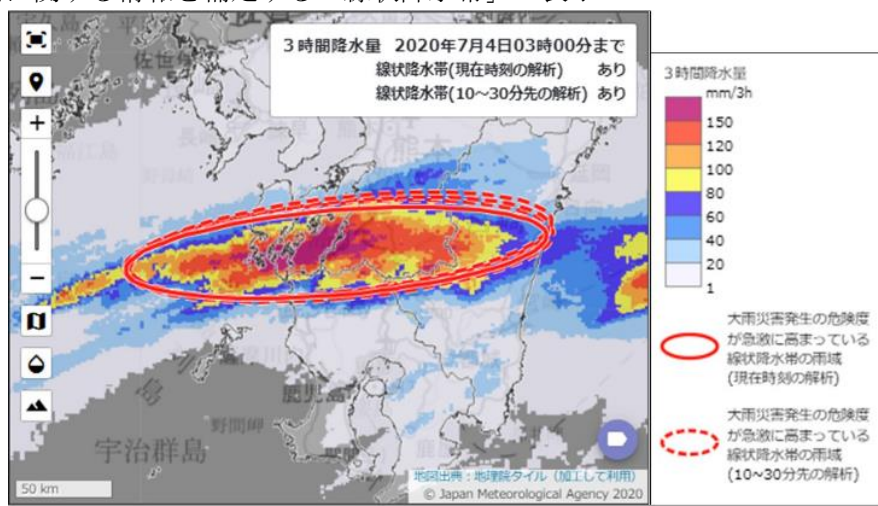
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

<顕著な大雨に関する情報の発表例>

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報 第〇号
令和2年7月〇日〇〇時〇〇分 〇〇気象台発表

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

<顕著な大雨に関する情報を補足する「線状降水帯」の表示>



(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間120ミリ以上の降水を観測又は解析したときである。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通大臣または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(11) 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ア 河道閉塞による湛水又は噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流
- イ 河道閉塞による湛水

【県】

- ア 地すべり

(12) その他

気象台及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

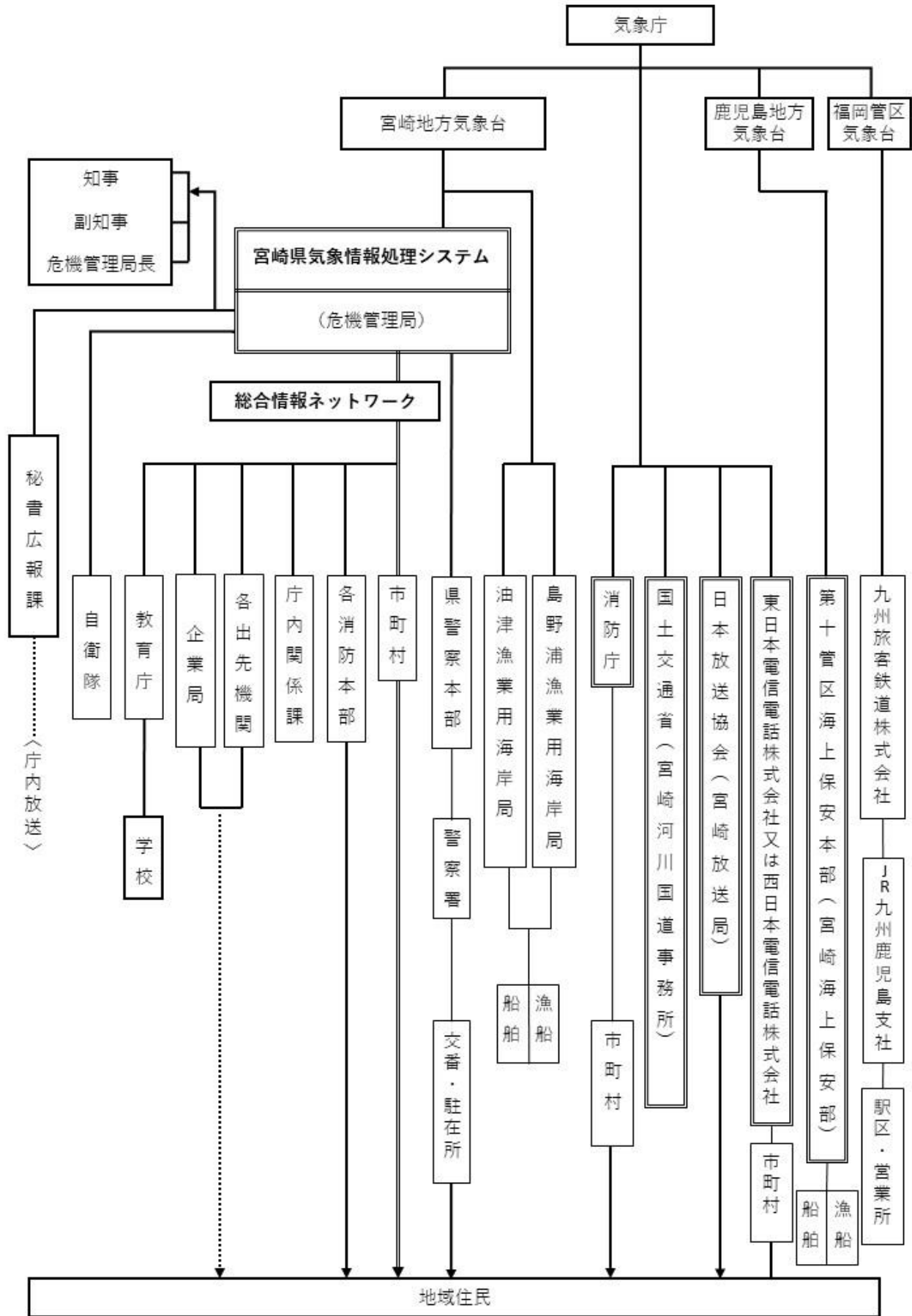
2 警報時の伝達組織及び伝達方法

気象警報等

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

(伝達系統)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

(2) 伝達方法

ア 伝達要領

- (ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- (イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- (ウ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- (エ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

イ 伝達の方法

- (ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象情報伝送処理システム又は防災情報提供システムによるものとする。
- (イ) 県はウに定める要領による。
- (ウ) 警察本部、JR九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。
- (エ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- (オ) 日本放送協会宮崎放送局は放送による。

ウ 県における伝達要領

- (ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- (イ) 当直員等は、次に掲げる場合には、ただちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
 - a 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。
- (ウ) 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。
- (エ) 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。
- (カ) 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、ただちに関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。
- (キ) 市町村における伝達要領
市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

(3) 注意報等

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

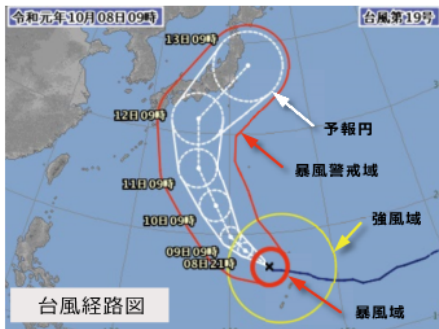
オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

(参考) 台風情報

台風経路図、全般台風情報

台風・熱帯低気圧の位置や強さを予報し、防災上の注意を呼びかけます。



- 予報円 (白い破線の円)**
台風の中に入る確率が70%
- 暴風警戒域 (赤線の囲み)**
暴風域に入るおそれのある範囲
- 強風域 (黄色い円)**
15m/s以上の風の範囲
- 暴風域 (赤い円)**
25m/s以上の風の範囲

全般台風情報 ▼ 令和元年東日本台風の場合 (台風第19号)

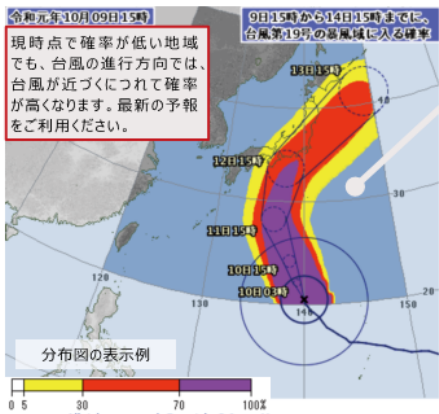
令和元年 台風第19号に関する情報 第32号
令和元年10月10日17時25分 気象庁予報部発表

(見出し)
大型で猛烈な台風第19号の影響により、11日までは、東日本太平洋側から南西諸島にかけての広い範囲で猛烈なしけや大しけとなる見込みです。台風はその後、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本にかなり接近または上陸し、東日本を中心とした広い範囲で

台風の今後の見通しや防災にかかわる情報、台風の発生や上陸などの情報について発表します。なお、熱帯低気圧の場合は標題が「発達する熱帯低気圧に関する情報」となります。

暴風域に入る確率

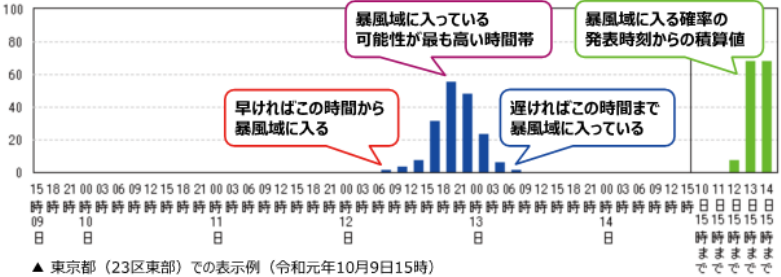
25m/s以上の暴風域に入る確率を**分布図**と**時系列グラフ**で発表します。



分布図では、5日先までの暴風域に入る確率を色で表示

25m/s (90km/h) は
高速道路の自動車並みのスピード!
立ってられないくらいの風なので大変危険です。

時系列グラフでは、地域ごとの暴風域に入る時間帯を知ることができます。



台風の定義	
台風	北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のもの
熱帯低気圧	熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧。気象情報等では低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s未満のものを指す

台風情報の種類	発表内容
進路・強度予報 台風経路図 全般台風情報 (位置情報)	台風や発達する熱帯低気圧（24時間以内に台風になると予想した熱帯低気圧）が存在する期間中、台風の位置や強さの実況と予報を発表 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 実況^{*2} ▪ 12時間先^{*1}、24時間先の予報^{*2} ▪ 5日先までの1日刻みの予報^{*2} なお、台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合は、24時間先までの詳細な位置や強さの予報を発表 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1時間後の推定値^{*3} ▪ 24時間先までの3時間刻みの予報^{*2}
全般台風情報 (総合情報)	台風や発達する熱帯低気圧の見通しや予想雨量など防災にかかわる情報や災害への留意点、台風の発生や上陸などの情報（随時発表）
暴風域に入る確率	市町村等をまとめた地域毎の確率と格子毎の確率の分布について、120時間先まで3時間刻みの各時間帯と24、48、72、96、120時間以内の確率 ^{*4}

(*1) 台風の動きが遅い場合は、省略することがある

(*2) (0), 3, (6), 9, (12), 15, (18), 21時（正時）の観測時刻から約50分後に発表。ここで、カッコ内の時刻では実況と24時間先までの予報のみ発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～90分後になることがある）

(*3) 毎正時の観測時刻から約50分後に発表

(*4) 3, 9, 15, 21時（正時）の観測時刻から約60～70分後に発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約80～120分後になることがある）

台風情報で用いられる用語	
予報円	台風の中心が予報時刻に到達すると予想される範囲（確率はおよそ70%）
強風域	台風周辺で風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風域	台風周辺で風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風警戒域	台風の中心が予報円内に進んだときに暴風域に入るおそれがある範囲

台風の強さの表現	最大風速（台風域内の10分間平均風速の最大値）
（表現しない）	33m/s未満
強い台風	33m/s以上 44m/s未満
非常に強い台風	44m/s以上 54m/s未満
猛烈な台風	54m/s以上

台風の大きさの表現	強風域の半径
（表現しない）	500km未満
大型（大きい）	500km以上 800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象((7)に掲げる現象をいう。)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報

するものとする。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をただちに市町村長に通報するものとする。

(3) 市町村長の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った市町村長は、ただちに次の機関に通報または連絡するものとする。

ただし、(7)の表中、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行うものとする。

ア 気象官署

イ 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

エ その他の関係機関

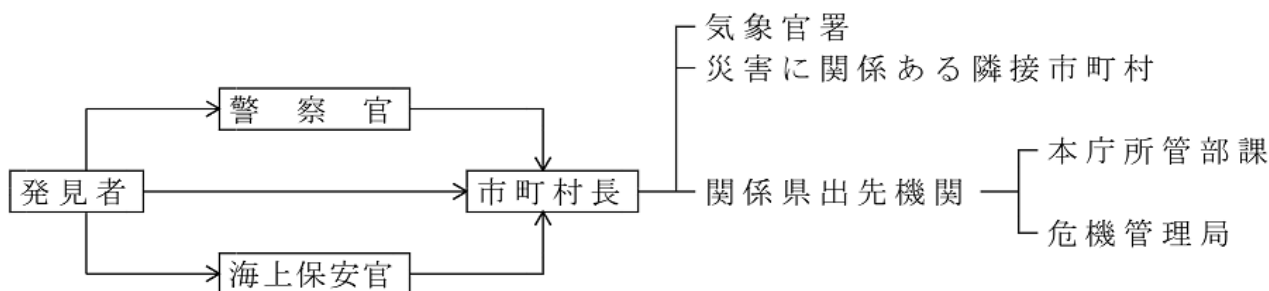
(4) 県出先機関の通報

市町村長からの通報によって、異常現象を知った県出先機関は、ただちに本庁所管部課及び危機管理局に通報するものとする。

(5) 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。

(6) 異常現象通報系統



(7) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第2款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難指示等の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備えるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

風水害時の避難誘導は、共通対策編第3章第9節避難収容活動によるほか、本款によるものとする。

第2項 対策

1 警戒活動等の実施

【市町村】

市町村長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難指示等の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。

2 要避難状況の早期把握

【市町村】

市町村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

【県】

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報等を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

3 避難対策の必要性の早期判断

【市町村等】

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市町村・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

市町村・消防本部その他は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

4 避難指示等の伝達

【市町村】

住民への避難指示等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示及び緊急安全確保の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令

する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

市町村は災害の切迫度に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

【県】

県は、市町村長による洪水時等における避難指示等の発令に資するよう、市町村長等へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

5 早期自主避難の実施

【市町村】

市町村長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合

カ その他

6 適切な避難行動の周知

市町村が避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所への避難」又は自宅の上層階等、相対的に安全だと考えられる場所へ「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

7 高齢者等避難の発令時の対応

市町村は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第3款 災害の未然防止対策

第1項 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

第2項 対策

1 河川堤防等の巡視

【水防管理者(市町村長)】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

2 ダム、水門等の適切な操作

【河川管理者、ダム管理者等】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

3 道路パトロール、事前規制等の措置

【道路管理者】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

4 異常現象の通報

【住民等】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県災害対策本部等の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
- (2) その他危機管理局長が必要と認めたとき

※暴風警報（陸上）のみが発表されたときは、情報連絡本部の設置に準じる措置として、危機管理局長のみ情報収集のための予備的な体制をとる。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、被害の発生が予想されるとき。
- (3) その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

3 災害対策本部の設置

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

- (1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、相当の被害の発生が予想されるとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

＜風水害時の職員参集・配備基準＞

大雨時の職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	本 課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び大雨・洪水対策関係課※1の緊急要員	警報発表管内の地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員
災害警戒本部	発災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	総合対策部及び大雨・洪水対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	警報発表管内の地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）
情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員	—
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合、配備する職員の増減は、所属長の判断による。			

※1 大雨・洪水対策関係課…道路保全課、河川課、砂防課、都市計画課（宮崎市又は西都市に発表されたときに限る。）、企業局工務管理課

第3節 県水防計画等

第1款 水防計画

水防計画については、水防法第7条の規定に基づき、別に定める宮崎県水防計画によるものとする。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）

第5節 広域応援活動（共通対策編）

第6節 救助・救急活動（共通対策編）

第7節 医療救護活動（共通対策編）

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

第3款 海上輸送体制の確立

海上輸送体制の確立については、共通対策編第3章第6節第3款によるほか、以下のとおりとする。
国土交通省及び県は、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずると

ともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第4款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第5款 燃料の確保（共通対策編）

第9節 避難収容活動（共通対策編）

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第14節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第15節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第17節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第18節 災害救助法の適用（共通対策編）

第19節 在港船舶対策計画

風水害時における在港船舶対策は、次によるものとする。

1 在港船舶対策

海上保安部、運輸支局、県、警察、市町村及び漁業協同組合救難対策協議会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船舶の万全を期するため、相互に緊密な関係のもとに次の措置を講ずるものとする。

(1) 船舶の被害防止対策

船舶に被害を防止するため災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡又は巡視船の巡回伝達等の方法で在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

ア 港内停泊船舶は安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。

イ 岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、岸壁等に取り上げないように係留方法について指導する。

ウ 荷役中の船舶は速やかに荷役を終了又は中止させる。

エ 航行中の船舶は早めに安全な海域に避難するよう勧告する。

オ 災害により港則法適用港内及びその境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等にその物件の除去を命ずるとともに、港内船舶又は入港船舶に対しその旨通報する。

(2) 避難港の状況

県内における避難港は、資料9-6のとおりである。

第20節 農林水産物応急対策計画

災害時における農林水産物の事前及び事後対策、農産物、家畜及び水産物の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

県は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア 災害により、農産物の播きなおし及び植えかえを必要とする場合は、被害地市町村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市町村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、需要量を確保するものとする。

ウ 県は連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策の樹立

県は、県病虫害防除協議会に諮り、災害による病虫害緊急防除対策を樹立し、市町村及び農業関係団体に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班(営農支援課、農産園芸課、総合農業試験場、病虫害防除・肥料検査センターの担当職員で構成)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県(家畜保健衛生所)は、市町村及び農業共済組合、獣医師会の協力を得て、畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡獣畜については、化製場で処理するものとするが、道路の寸断等により、処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、市町村長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死亡獣畜の埋却または焼却を行わせるものとする。

ア 被災家畜には伝染性疾病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班を被災地に派遣し緊急予防処置をとるものとする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市町村長の要請により診療班を被災地に派遣するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村長の要請に基づき、県は政府保有の備蓄穀類の放出を要請するほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するための斡旋の措置を講ずるものとする。

(2) 病害虫等の防除指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生まんえんのため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験機関に対し防除対策について指導を行わしめるものとする。

第21節 雪害対策計画

豪雪に際し、県民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、県内主要道路の交通の確保を図り、併せて、豪雪災害の拡大を防止するための対策は次によるものとする。

1 実施責任者

県及び市町村は指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な関係を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずるものとする。

2 組織の確立

豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるものとする。

なお、被害の発生が特定地域に限られ、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

3 道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

県内の主要道路を主体として、隣県との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上に重要な路線について、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して決定する。

(2) 除雪計画路線

県における除雪計画路線は、次のとおりとする。

番号	関係土木事務所	路線名	区 域	延長	巾員
1	西臼杵支庁土木課	218号	県界～高巢野	23.8km	5.5m
2	〃	325号	三田井～県界	16.8	3.5
3	〃	鞍岡赤谷	鞍岡～赤谷	10.5	3.5
4	〃	土生高千穂	土生～高千穂	13.4	4.0
5	〃	諸塚高千穂	秋元～御塩井	13.4	3.5
6	〃	緒方高千穂	岩井～中の内	10.0	3.5
7	〃	竹田五ヶ瀬	三ヶ所～波帰之瀬	17.9	3.5
8	〃	竹田五ヶ瀬	河内～県界	8.6	3.5
9	〃	岩戸延岡	岩戸～今藤	11.4	3.5
10	〃	日之影宇目	見立～下組	13.0	3.5
11	日向土木事務所	327号	下椎葉～岩屋戸	7.0	3.5
12	〃	上椎葉湯前	上椎葉～不土野	25.8	3.5
13	〃	諸塚高千穂	吉原～立岩	7.0	3.5
14	西都土木事務所	219号	県界～村所	15.0	4.0
15	小林土木事務所	221号	えびの～加久藤トンネル	7.6	8.0

16	〃	えびの高原小田	えびの高原～上門町	12.0	6.0
17	〃	小林えびの高原牧園	生駒～えびの高原	18.0	5.5
18	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所	503号	諸塚村長谷～ 五ヶ瀬町赤谷	30.0	3.5
19	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所 西都土木事務所 小林土木事務所	265号	五ヶ瀬町県界～ 小林市須木	150.0	3.5
20	小林土木事務所	中河間多良木	中河間～堂屋敷	15.0	5.0
21	〃	447号	中内堅～県界	10.0	5.0

(3) 除雪体制の整備

除雪に当っては、早急に対応するものとし、直ちに出動できる体制を整備しておくものとする。

(4) 情報連絡

情報連絡については、共通対策編第3章第2節第1款災害情報の収集・連絡によるものとするが、特に市町村長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を地方支部を通じ県本部へ通報するものとする。

4 なだれ対策

(1) 危険個所の査察等

市町村及び各関係機関は、それぞれの管轄区域内でなだれの発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともにその対策をも検討しておくものとする。

(2) 標識の設置

なだれの発生が予想される危険箇所にはその旨を標示し、住民に周知徹底を図り、災害の防止に努めるものとする。

(3) 事故防止対策

気象予警報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し、主要資器材の備蓄を図るものとする。

5 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

6 主要食料等の確保

(1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行うものとする。

(2) 生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速なる補給体制を確立しておくものとする。

7 農林対策

(1) 農作物対策

ア 麦類

(ア) 積雪までに十分な生育量を確保するために、播種期が遅れないように適期播種に努めること。

(イ) 窒素過多になると被害が大きくなるので、適正施肥を行うこと。特に常襲積雪地では磷酸、加里を多めに施用すること。

(ウ) 麦体を硬く作ることが必要であるので、中耕や麦ふみを十分実施すること。

(エ) 土壌水分が多いと雪ぐされ病が発生しやすいので、排水をよくしておくこと。

(オ) 融雪後、雪害がみられたときは、三要素の追肥を行って生育の回復を図ること。

イ 茶樹

(ア) 秋芽の充実を図るために、秋の管理(深耕、施肥)を適期にかつ十分に実施し秋の施肥は窒素の割合を減らすこと。

(イ) 秋の整枝を避けて春整枝を行うこと。

(ウ) 被害が出た場合は、被害部を剪除すること。

(エ) 被害園は、春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図ること。

(オ) 防風垣などによる強風防止

(カ) 敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。

(キ) 蒸散抑制剤の散布により被害防止に努める。

ウ 果樹

枝折、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施するものとする。

エ 園芸

施設ハウスやビニールトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等事前対策について指導を行うものとする。

(2) 畜産対策

家畜ふん尿の処理等畜舎衛生の保全に努めるとともに、飼料などを事前に十分確保しておくよう、飼養者を指導するものとする。

(3) 林産対策

(造林地、苗畑)

ア 造林地、苗畑の被害復旧には、倒伏木の倒木起し等手入れに多くの縄、支柱等の資材が必要なので、市町村、森林組合、農業協同組合等と十分連絡をとり、これらの確保を図るものとする。

イ 雪害によって「キクイムシ類」の発生が予想される場所では、損傷木を速やかに林外に撤出し、後日の病虫害発生に万全を期するものとする。

ウ 森林国営保険の対象雪害地については、被害の状況を適確に把握し、早急に必要な事務手続をとるよう指導するものとする。

(しいたけ栽培地)

ア 人工ほだ場が破損した場合、早急に復旧するよう指導する。

イ 伏込地の原木及びびほだ場のほだ木が倒伏した場合は、長く放置せず組み直すよう指導するものとする。

8 通学児童生徒に対する措置

市町村教育委員会は、児童生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団、あるいは保護者、教員の引率または危険箇所を迂回して登下校するよう指導するものとする。

第22節 文教対策計画（共通対策編）

第4章 風水害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）